和歌山工業高等専門学校入学料、授業料の免除 及び徴収猶予並びに寄宿料免除規則

制 定 昭和 5 0 年 7 月 1 4 日 最近改正 平成 2 6 年 7 月 2 日

第1章 総則

(目的)

第1条 和歌山工業高等専門学校学則第37条の規定に基づく入学料、授業料の 免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除(以下「授業料等の免除及び徴収猶予」 という。)に関する取扱いについては、他の法令などに定めるもののほか、この 規則の定めるところによる。

(選考機関)

- 第2条 授業料等の免除及び徴収猶予に関する選考は授業料等の免除及び徴収猶 予委員会(以下「選考委員会」という。)において行う。
- 2 選考委員会は次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 教務主事
 - 二 学生主事
 - 三 寮務主事
 - 四 専攻科長
 - 五 各学科主任
- 3 選考委員会の委員長は、学生主事とし、その事務は学生課において処理する。
- 4 選考に関する基準その他授業料免除等に関し必要な事項は、選考委員会の議を経て、校長が定める。
 - 第2章 入学料の免除及び徴収猶予

(免除の対象)

- 第3条 入学料の免除は、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により、納付が著しく困難であると認められる者について、本人の申請に基づき、選考の上、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長の承認を得て校長が許可することができる。
 - 一 入学前1年以内において、入学する者の学費を主として負担している者 (以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担 者が風水害等の災害を受けた場合
 - 二 前号に準ずる場合であって、校長が相当と認める理由がある場合 (申請手続)
- 第4条 入学料の免除を申請する者は、入学手続終了の日までに、次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。
 - 一 入学料免除申請書(様式第1号)
 - 二 市区町村長の所得証明書 (様式第4号)

- 三 死亡を証明する書類又は市区町村長の罹災証明書
- 四 その他参考となる証明書

(免除の額)

第5条 入学料免除の額は、入学料の全額又は半額とする。

(徴収猶予の対象)

- 第5条の2 入学料の徴収猶予は、次の各号のいずれかに該当する場合において、 本人の申請に基づき、選考の上、校長が許可することができる。
 - 一経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - 二 入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難と認められる場合
 - 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(申請手続)

- 第5条の3 入学料の徴収猶予を申請する者は、入学手続き終了の日までに、次 に掲げる書類を校長に提出しなければならない。
 - 一 入学料徵収猶予申請書(様式第8号)
 - 二 家庭状況等申告書(様式第3号)
 - 三 市区町村長の所得証明書 (様式第4号)
 - 四 死亡を証明する書類又は市区町村長の罹災証明書(該当する場合)
 - 五 その他参考となる証明書

(免除申請者に係る徴収猶予)

第5条の4 入学料免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除 の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことがで きる。

(徴収猶予の期間)

第5条の5 徴収猶予の期間は、入学年の9月末日までとする。

(申請に伴う徴収の猶予等)

- 第6条 入学料の免除、又は徴収猶予を申請した者について、免除の可否又は徴収猶予が決定するまでの間は、入学料の徴収を猶予する。
- 2 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者及び半額免除の許可をした者 (第5 条の4により徴収猶予を申請したものを除く。) については、それを告知した日 から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 3 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者及び半額免除の許可をした者が、前項に規定する納付期限までに、入学料を納付しない場合は、学則第28条第5号の規定により除籍する。

(除籍による免除)

- 第7条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、次の各号のいずれかに該当する場合は、未納の入学料の全額を免除することができる。
 - 一 徴収猶予期間内において死亡したことにより除籍した場合

- 二 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除の許可をした者で、 前条第2項の期間内において死亡したことにより除籍した場合
- 三 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除の許可をした者で、 納付すべき入学料を納付しないことにより除籍した場合
 - 第3章 授業料の免除及び徴収猶予

(経済的理由による免除)

第8条 授業料の免除は、経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀 と認められる学生について、本人の申請に基づき、選考の上、許可することが できる。

(申請手続)

- 第9条 授業料の免除を申請する者は、年度を2期に分け、各期ごとに、その都 度公示する期日までに、次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。
 - 一 授業料免除申請書(様式第2号)
 - 二 家庭状況等申告書(様式第3号)
 - 三 市区町村長の所得証明書 (様式第4号)
 - 四 その他参考となる証明書

(免除実施可能額)

第10条 当該年度の授業料免除実施可能額は、毎年度5月1日現在の授業料収入予定額に独立行政法人国立高等専門学校機構から通知される免除率を乗じて得た額とし、各期ごとの授業料免除実施可能額は、当該年度実施可能額の2分の1とする。ただし、この額を超えて免除を行う必要が生じたときは、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長の承認を得て許可することができる。

(免除の額)

- 第11条 授業料免除の額は、各期に納付すべき授業料の全額又は半額とする。 (特別な事情による免除)
- 第12条 学資負担者が、授業料の各期ごとの納期前6月以内(新入学者の最初の期分にあっては入学前1年以内)に死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合は、本人の申請に基づき、選考の上、校長が当該事由発生の翌期に納付すべき授業料の免除を許可することができる。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限前である場合においては、当該期分の授業料について免除することができる。
- 2 前項の免除を受けようとする者は、次に掲げる書類を校長に提出しなければ ならない。
 - 一 授業料免除申請書(様式第2号)
 - 二 家庭状況等申告書(様式第3号)
 - 三 死亡を証明する書類又は市区町村長の罹災証明書
 - 四 その他参考となる証明書

(免除の取消し)

第13条 授業料免除の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合

は、選考委員会の議を経て校長はその許可を取り消す。

- 一 免除の理由が消滅した場合
- 二 免除の申請について虚偽の事実が判明した場合
- 2 前項第1号により許可を取り消された場合は、月割計算により取り消した当 月以降の授業料を、同項第2号の場合には、免除を許可された期分の授業料の 全額を、直ちに納付しなければならない。

(休学による免除)

第14条 学生が休学の許可を受けた場合は、月割計算により、休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、徴収猶予の許可を受けていない者で納付期限経過後において休学の許可を受けた場合は、当該期の授業料については、この限りではない。

(除籍による免除)

- 第15条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、未納の授業料の全額を 免除することができる。
 - 一 死亡又は行方不明のため除籍された場合
 - 二 納付すべき入学料を納付しないことにより除籍された場合
 - 三 授業料の未納を理由に除籍された場合

(退学による免除)

第16条 授業料の徴収猶予を許可された者が、願い出により退学を許可された 場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除する ことができる。

(徴収の猶予)

- 第17条 授業料の徴収猶予(以下「猶予」という。)は、次の各号のいずれかに 該当する場合において本人(本人が行方不明の場合は保証人)の申請に基づき、 選考の上、校長が許可することができる。
 - 一 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業 優秀と認められる場合
 - 二 行方不明の場合
 - 三 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害などの災害を受け授業料の納付 が困難と認められる場合
 - 四 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(申請手続)

- 第18条 授業料の猶予を申請する者は、年度を2期に分け、各期ごとに、その 都度公示する期日までに、次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。
 - 一 授業料徴収猶予(月割分納)申請書(様式第5号及び様式第6号)
 - 二 家庭状況等申告書(様式第3号)
 - 三 市区町村長の所得証明書 (様式第4号)
 - 四 前条第3号に該当する場合は、市区町村長の罹災証明書 (猶予の種類)
- 第19条 猶予は、納期の延期(以下「延納」という。)又は月割分納(以下「分

納」という。)とする。

- 2 延納の期限は、前期については9月15日、後期については2月末日までと する。
- 3 分納は、授業料年額の12分の1に相当する額を毎月20日までに納付する ものとする。ただし、休業期間中の分については休業期間の開始前までに、後 期3月分については、2月末日までに納付を完了しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、2か月分以上を一括して納付することができる。 (猶予の取り消し)
- 第20条 第13条の規定は、授業料猶予についても準用する。

第4章 寄宿料の免除

(除籍による免除)

- 第21条 寄宿料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に、未納の寄宿 料全額を免除することができる。
 - 一 死亡又は行方不明のため除籍された場合
 - 二 納付すべき入学料を納付しないことにより除籍された場合
 - 三 授業料の未納を理由に除籍された場合

(特別な事情による免除)

第22条 学生又は学資負担者が、風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著し く困難と認められる場合は、本人の申請に基づき、選考の上、校長が、罹災当 月の翌日から起算して6月間の範囲内において必要と認める期間免除を許可す ることができる。

(申請手続)

- 第23条 寄宿料免除を申請する者は、次に掲げる書類を校長に提出しなければ ならない。
 - 一 寄宿料免除申請書(様式第7号)
 - 二 市区町村長の罹災証明書

(免除の取消し)

第24条 第13条の規定は、寄宿料の免除についても準用する。

附則

- 1 この規則は、昭和50年7月14日から施行し、昭和50年4月1日から適 用する。
- 2 昭和41年12月7日制定の和歌山工業高等専門学校授業料免除徴収猶予及 び寄宿料免除規則は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和52年3月24日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、改正後の第11条及び第19条については、昭和52年4月1日から適用する。

附則

この規則は、昭和53年4月7日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和57年12月10日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年2月2日から施行する。

附則

この規則は、平成11年1月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成13年2月14日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附則

この規則は、平成13年10月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する

附則

この規則は、平成15年5月21日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年3月20日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

入 学 料 免 除 申 請 書										
氏		名				学科	学科 (受験番号			
希望	する免除	の種別	全額免	免除 半額	頂免除	家族住所				
家	族 状	況								
続柄	氏	名	年齢	職業	勤務先	(在 学 生学校名・学		最近1年間総所得金額	備	考
父										
母										
本人										
該当	1 学資負担者が死亡の場合 : その年月日 (年月日) 該 当 事 由 2 学資負担者が災害を受けた場合: その年月日 (年月日) 3 上記に準ずる場合で、校長が相当と認める事由がある場合									
	3 上記に準する場合で、校長が相当と認める事由がある場合 免除を希望す る具体的理由									
以上の理由により入学料を免除くださるよう必要書類を添えて申請いたします。 なお、願書記載事項は事実と相違ありません。										
:	平成	年 月	日							
和歌	山工業高	§等專門学村	交 殿							
				7	本 人(自	署)				
				1:	呆証人 (自	署)				
				7.	本人との続	柄()				

授業料免除申請書

和 奶 山工类方效审用 兴 坎耳 励		
和歌山工業高等専門学校長 殿	学科・専攻等名	
		学籍番号
	申請者氏名(自署)	
	保護者(主たる学	:資負担者) (申請者との続
	柄)	
	氏名(自署)	
	住所及び電話番号	
	₸	Tel ()
平成 年度(前期・前期及びきたいので、許可くださるようお願い致		を下記の理由により免除していただ
	記	
申請理由(具体的に記入すること)		

※前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。

※授業料免除の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

提出日 平成 年 月 日

家族状況等申告書

学科・専攻等名		
<u>学年 年</u>	学籍番号	
免除等申請者氏名	(白罢)	

I 以下の事項について「はい」又は「いいえ」のいずれかを○で囲み、「はい」の場合は、提出書類を提出してください。 なお、この申告書により申請者の家族状況等を把握したうえで免除申請事務を行いますので、正しく記入してください。

項番	家族(生計を一にする世帯)状況等	回答	提出書類	発行機関等
1	年金 (老齢年金・厚生年金,遺族基礎年金,障害者年金等) 受給(4月,10月からの受給予定者を含む)者がいる	はい・いいえ	年金振込通知書 (ハガキ) 等の写 (年 金受給者全員分)	日本年金機 構等
2	本年1月以降に就職又は転職した者がいる(パート等を含む)	はい・いいえ	給与支給(見込)証明書(様式3)	勤務先
3	申請前6ヶ月以内に退職した者がいる	はい・いいえ	退職及び退職金支給証明書(様式4) 退職金支給については,退職金所得の 源泉徴収票(写)でも可	勤務先
4	雇用保険基本手当(失業給付)受給者がいる	はい・いいえ	雇用保険受給資格者証の写(受給額のわかるもの)	ハローワー ク
5	雇用継続給付(高年齢雇用継続給付,育児休業給付,介護休業給付)受給者がいる	はい・いいえ	・高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写(受給額のわかるもの) ・育児休業給付金支給決定通知書の写(受給額のわかるもの) ・介護休業給付金支給決定通知書の写(受給額のわかるもの)	勤務先又は ハローワー ク
6	免除申請者と生計を一にする者のうち,無収入か つ所得証明書または非課税証明書の発行ができな い,または困難な事情がある者がいる(就学者, 15歳未満,専業主婦等含む)	はい・いいえ	無収入申立書(様式5)	
7	児童扶養手当受給世帯 ^{※1}	はい・いいえ	児童扶養手当受給証の写(受給額のわかるもの)	市区町村役 場
8	特別児童扶養手当受給世帯%	はい・いいえ	特別児童扶養手当証書の写(受給額のわかるもの)	市区町村役場
9	被爆者健康管理手当受給者がいる	はい・いいえ	被爆者健康管理手当証の写(受給額のわかるもの)	市区町村役場
10	傷病手当受給者がいる	はい・いいえ	傷病金手当金支給決定通知書の写(受 給額のわかるもの)	全国健康保 険協会等
11	生活保護法による扶助費受給世帯	はい・いいえ	保護決定(変更)通知書の写(受給額のわかるもの)	福祉事務所
12	児童手当(旧子ども手当)受給世帯**。	はい・いいえ	児童手当認定通知書の写(受給額のわかるもの)	市町村役場 ※公務員の 場合は勤務 先
13	事業所得*4により収入を得ている者がいる	はい・いいえ	確定申告書(控)の写(事業所得のある方の全員分) ※所得証明書と同じ年度のもの	税務署
14	転作奨励金等の交付を受けている者がいる	はい・いいえ	所得補償交付金等, 転作奨励金の支給 額がわかるもの	農協・市区 町村役場
15	申請前6ヶ月以内に保険金を受け取った者がいる	はい・いいえ	保険金支払い通知書の写	保険会社等
16	申請前6ヶ月以内に資産の譲渡を受けた者がいる	はい・いいえ	確定申告書(控)の写又は売買契約書 の写	税務署
17	申請前6ヶ月以内に山林所得があった者がいる	はい・いいえ	確定申告書(控)の写又は売買契約書 の写	税務署

18	申請前6ヶ月以内にその他の臨時的所得があった 者がいる	はい・いいえ	受領額がわかるもの	税務署
19	親戚・知人等からの援助や養育費等を受けている世帯	はい・いいえ	援助者等の署名押印による援助額の年額を記載した申立書 (様式任意)	援助者等 ※援助者等 による署名 押印が事情がある場合は保 護者
20	申請者が給付型の奨学金を受給している	はい・いいえ	奨学金決定通知書の写(申請の前年度 1年間に実際に受けた額がわかるも の,申請年度の受給(見込)額がわか るもの)	給付者等
21	母子・父子世帯等	はい・いいえ	母子・父子世帯等申出書(様式6)	
22	申請者(学生本人)の他に就学者がいる	はい・いいえ	在学及び就学状況等証明書(様式 7) ※兄弟等が小中学校児童生徒、本校学 生の場合は不要	就学者のい る学校
23	障害者(申請者本人を含む)がいる,または要介 護3以上の認定を受けている者がいる	はい・いいえ	・身体障害者手帳等の写・介護保険被保険者証の写	
			・長期療養者に係る支出(見込)額等 申立書(様式8)	
24	申請時において6ヶ月以上にわたり療養中若しく は療養を要する者がいる(介護保険法により,要 介護認定を受けている者がいる世帯を含む)	はい・いいえ	・医師等の証明書 ・申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの(領収書等)	・病院等 ・看護人 ・薬局 ・介護サー ビス提供事 業者
			高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額がある場合はその金額がわかるもの	
25	主たる学資負担者(家計支持者)が別居している 世帯	はい・いいえ	・主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書(様式9) ・直近3ヶ月間の家賃及び光熱水道費の金額を証明できるもの(領収書等)	
			羅(被)災証明書又は盗難届の証明書 (届出受理番号等)	消防署・市 区町村役場 又は警察署
26	授業料納付期限前6ヶ月(新入生は1年)以内に 学生若しくは学資負担者が風水害等の災害**5,盗 難等の被害を受けた世帯	はい・いいえ	・日常生活の必需品に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等(生活必需品に限る)に関する領収書等・生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合は、長期にわたって収入源を予想される年間金額及びその事実がわかるもの	
27	授業料納付期限前6ヶ月以内(新入学生について は入学前1年以内)に学資負担者が死亡した世帯	はい・いいえ	戸籍 (除籍) 謄本又は死亡を証明する 書類	市区町村役 場等

- ※1 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭に支給される手当
- 2 20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で看護,養育している父母等に支給される手当
- ※3 支給条件等は厚生労働省のホームページ等で確認してください。
- ※4 ①商業、工業、農・林業、漁業、その他の職業(開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交員、治場業、理美容業、旅館業、クリーニング業等)にいる所得及び②利子、配当、家賃、間代、地代などの維所得
- ※5 震災,風水害,火災その他の災害

(様式2 二枚目)

Ⅱ 家族(生計を一にする世帯)及び所得について記入してください(主たる家計支持者の続柄に〇を付けてください)

続柄	T. & (/E#A)	職業	給与所得*1	給与所得以外	就学者のみ記入				
ASTEMY	氏名(年齢)	椒来	がロサガバ寺へ	の所得**2	学校 種	学校名	学年	通学区 分	
本人	()	高専学生	千円	千円	国立	高等専門学校	年	自宅 自宅外	
計			千円	千円					

^{※1} 俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等(扶助料、傷病手当金等を含む)の合計額(税込、千円未満は切り捨て。複数ある場合は、 千円未満を切り拾てた後に合計。)。

以下 学校記入欄

特別の事情	特別控除額
①母子・父子世帯	千円
②就学者のいる世帯	衎
③障害者のいる世帯	秤
④長期療養者のいる世帯	秤
⑤主たる学資負担者(家計支持者)が別居している世帯	衎
	⊀ m
⑥火災,風水害,盗難等の被害を受けた世帯	刊
⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世	千円
帯	
⑧本人を対象とする控除	千円
<u>하</u>	刊

^{※2} 商業、工業、農・林業、漁業、その他の職業(開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交員、浴場業、理美容業、旅館業 クリーニング業等)による所得、利子、配当、家賃、間代、地代などの維所得、退職(一時)金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等の臨時所得、親戚・知人等からの援助や養育費等、本人奨学金(給付型)などの合計額(千円未満は切り捨て。複数ある場合は、千円未満を切り捨てた後に合計。)。

給与支給(見込)証明書

事業所代表者	殿
--------	---

				就業者日	氏名(自	署)				_			
				住所									
										•			
		次の記	皆の授	業料免除	等を申請す	するため,	下記事項につ	いて証明願いま	す。				
	高専名							高等専	門学校				
	学科・専巧	ζ											
	学年												
	氏名												
	申請者との	統柄											
						記							
						βĽ							
1. 採用年月日	平成	星	F	月	目								
2. 採用の形態	<u> </u>	常勤		□非	常勤(パー	ート等)	_						
3. 採用の翌月	から1年間の	の給与う	支給	(見込) 額	į								
						円							
4. 直近3ヶ月	 分の給与支	給額等					_						
※3に記入があ			t .										
	平成	年	月	支給額			円						
	平成	年	月	支給額			円						
	平成	年		支給額			円						
5. 賞与 (ボー							1.4						
5. 貝子 (小一	- テヘル・寺のグ	月無		<u> </u>	□無	_							
上記のとおり証	明します。												
		±	₩=c.£	7					<u>7</u>	平成	年	月	日
			業所名										
		事	業所形	<u> </u>									
		連	格先										
		<u>代</u>	表者名	7				印					

退職及び退職金支給証明書

事業所代表者	殿

		氏名 (自署)							
		住所							
	次の者の	受業料免除等を申請	青するため,「	下記事項について証	明願います。				
	高専名				高等専門学校	Ž			
	学科・専攻								
	学年								
	氏名								
	申請者との続柄								
			記						
1. 退職年月日	平成年	月 日							
2. 退職者氏名	I								
3. 退職金の有	無 有] 無_							
追	<u>」</u> 選職金支給日 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	Z成 年	月 日						
			円						
J.E	当时立义和创		<u> </u>						
上記のとおり証	明します。								
						平成	年	月	目
	事業所	7							
		//1 <u>T</u>							
	連絡先								
	代表者	7			即_				

無収入申立書

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科・専攻等名	
<u>学年</u>	
<u>免除申請者氏名(自署)</u>	
保護者(主たる学資負担者)(申請者との続柄)
氏名(自署)	
住所及び電話番号	
$\overline{\top}$ Tel ()	

免除申請者と生計を一にする者のうち、無収入である者は下記のとおりです。

記

氏名(年齢)	申請者との 続柄	現住所
()		〒
()		〒
()		〒
()		〒
()		₹
()		〒
()		〒

母子・父子世帯等申立書

チャ 可をこした	て光台が計100分 分	ŧΕ	見几
和歌田.	工業高等専門学校		殿

和歌山工業高等専門学校長 殿	
	学科・専攻等名
	<u>学年 年 学籍番号 </u>
	免除申請者氏名(自署)
	保護者(申請者との続柄)
	氏名(自署)
	住所及び電話番号
	$\overline{ au}$ Tel ()
	<u> </u>
世帯状況等は下記のとおりです。	
	記
1. 母子・父子世帯等の別 □	母子世帯 □ 父子世帯 □ その他
2. 母子・父子世帯等となった事由	□ 生別 □ 死別 (左記の事由の発生日:平成 年 月 日)
3. 以下の手当等のうち、現在受給され	れているもの
□ 親戚・知人等からの援助及び ※援助者等の署名押印(援助者に 出してください。	養育費等 よる署名押印が困難な事情がある場合は保護者)による援助額の年額を記載した申立書(様式任意)を提
□ 児童扶養手当 ※児童扶養手当受給証の写しを提	出してください。
□ 遺族基礎年金 ※年金振込通知書 (ハガキ) 等の:	写を提出してください

在学及び就学状況等証明書

証明を依頼する者(貴学に就学している者) 学部・学科・専攻等名 学年 年 学籍番号 氏名(自署) 次の者の授業料免除等を申請するため、下記事項について証明願います。 高専名 高等専門学校 学科•専攻 学年 氏名 申請者との続柄 記 1. 通学状況 □ 自宅 □ 自宅外 2. 設置区分・学校種別 □ 大学・短期大学 □ 専修学校(専門課程) □ 国立 学 設 □ 専修学校(高等課程) □ 高等専門学校 置 校 □ 公立 区 種 □ 中等教育学校(後期課程) □ 高等学校 別 分 □ 私立 □ その他(3. 平成 年度の授業料免除状況等(国立学校のみ記入願います) □全額免除 □半額免除 □不許可 □申請無 免除額 円 前期 円 後期 □全額免除 □半額免除 □不許可 □申請無 免除額 円 授業料年額 上記のとおり証明します。 平成 年 月 日 学校名

> 所在地 連絡先

担当者役職・氏名等

※証明する方は事務担当者で結構です。

印

長期療養者に係る支出(見込)額等申立書

和歌山工業高等専門学校長	殿
	HE-7

学科・専攻等名
学年 年 学籍番号
免除申請者氏名(自署)
保護者(主たる学資負担者)(申請者との続柄)
氏名(自署)
住所及び電話番号
$\overline{\top}$ Tel ()

免除申請者と生計を一にする長期療養者に係る支出(見込)額等は下記のとおりです。

記

氏名	申請者との 続柄	現住所
		〒

1 直近6ヶ月間の支出状況等

	①診療費等経常的に支出し ている金額(自己負担額 ※)	②損害賠償等によって補て んされる金額	計 (①-②)
年 月分			
計			_

※医療保険・介護保険等の適用があるもののうち自己負担分を記入して下さい。

※申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの(領収書等)を添付して下さい。

9	今後1年間の支出	(目; は) 好	
4	- 71を 1 4 1月10ノ又山	し 兄ュハー 谷貝	H

- ※「長期療養者」とは、申請時現在において6ヶ月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められる者です。療養が終わっている者は該当
- しません。療養の期間・内容については医師の証明書等で確認します。 ※「2 今後1年間の支出見込額」には、今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額(千円未満切り捨て)を見込金額とし て記入してください。年間支出見込金額の計算にあたっては、直近6ヶ月間(療養期間が6ヶ月未満の場合は、全期間)の月額平均を12倍した ものを年間支出見込金額としてください。
- ※長期療養者が複数いる場合は、療養者ごとに申立書を作成し、証明書を添付して提出してください。

※裏面参照

※対象費目等

①対象費目 (保険適用分に限る)

医師又は歯科医師への診療・治療費

病院、診療所への入院費用

マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療費

治療又は療養のための医薬品費(治療用装具含む)

病院、診療所に通院するための交通費(必要不可欠なものに限る)

看護人に対して支払う費用(賄い費を含む)

介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額 ※高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされ る金額を除く。

※老人ホームの入所費や光熱費,差額ベッド代,食費は含まない。

※食事療養費、保険適用外の文書料は含まない。

②必要となる証明書等

- 医師等の証明書
- ・経常的に支出している金額を証明できるもの (領収書等)
- ・高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額がわかるもの

主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書

和歌山工業高等専門学校長 殿		
	学科・専攻等名	
	<u>学年</u>	_
	免除申請者氏名(自署)	_
	保護者(主たる学資負担者)(申請者との続柄)
	氏名(自署)	
	住所及び電話番号	
	₹ TeL ()	
主たる学資負担者(家計支持者)の別	川居に係る今後1年間の支出(見込)額等は下記のとおりです。	
	記	
1 別居(見込)期間等	祀	
別居(兒込)期間等 別居(見込)期間 勤務先名等	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 [3
2 直近3ヶ月間の支出状況等		
住居費	光熱費等 電気 ガス 水道	
年 月分 年 月分 年 月分		
計 ※領収書の写等,主たる学資負担者(§	戻計支持者)が支出した金額のわかるものを添付すること	
3 今後1年間の支出(見込)額	円	
※「別居」とは、申請時現在において、現 ※今後の別居見込期間を考慮し、年間の別	に別居中であることをいいます。 居期間に見合った支出金額(千円未満切り捨て)を見込金額として記入し	てください。年間支出見込金

[※]今後の別居見込期間を考慮し、年間の別居期間に見合った支出金額(千円未満切り捨て)を見込金額として記入してください。年間支出見込金額の計算にあたっては、直近3ヶ月間(別居期間が3ヶ月未満の場合は、全期間)の月額平均を12倍したものを年間支出(見込)金額としてください。

[※]住居費においては、会社等が住居費を直接支払っている部分については記入しないでください。

様式第4号	(第9条関係)

証 明 書

学校提出用

市区町村長殿

平成 年 月 日

申請者 世帯主 氏 名(自署)

世帯主住所

授業料免除出願者氏名(自署)

在学学校名 和歌山工業高等専門学校 第 学

_	納税義務			②平成	[] 4	手中の所	得	配偶者控	道府県・市町
(申請者記	己入欄)	総	所行	导 金 額	1112	• 退職	除・扶養	村民税(特別
続柄	氏	名	給与	所得	給与以外 の所得	所	得	控除した 人員数	区民税を含む。) の税額
			(円)		山林	円		
				円	円	退職	円	人	円
			(円)		山林	円		
				円	円	退職	円	人	円
			(円)		山林	円		
				円	円	退職	円	人	円
			(円)		山林	円		
				円	円	退職	円	人	円
		·	(円)		山林	円		
				円	円	退職	円	人	円
		_	(円)		山林	円	_	
				円	円	退職	円	人	円

平成 年 月 日

印

上記のとおり証明します。

市区長

町村

X

(以下の欄は市町村では御記入に及びません。)

(番号) (氏名) (所属)

様式第5号(第18条関係)

平成 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科	第	学年	学籍番号	
本人氏名	(自署)			
保証人氏名(自署)			

授業料徴収猶予申請書

下記の理由により、平成 年度〔前・後〕期分の授業料の期限内納付が困難でありますので、徴収猶予を許可くださるよう別紙家庭状況等申告書を添えて願い出ます。

記

1) 理	曲			
	_			

- (2)納付予定年月日 平成 年 月 日
- (注) 前期は9月15日、後期は2月末日までに納付すること。
- (注) [] 内は必要事項を○で囲むこと。

付すること。

(注) [] 内は必要事項を○で囲むこと。

様式第7号(第23条関係)

平成 年 月 日 平成 年 月 日 和歌山工業高等専門学校長 殿 和歌山工業高等専門学校長 殿 学科 第 学年 学籍番号 学科 第 学年 学籍番号 本人氏名(自署) 本人氏名(自署) 保証人氏名(自署) 保証人氏名(自署) 授業料月割分納申請書 寄宿料免除申請書 下記の理由により、平成 年度 前・後〕期分の授業料を分納いたしたいので許可 下記の理由により、平成 年度 月分から 月分までの寄宿料の免除を許可く くださるよう別紙家庭状況等申告書を添えて願い出ます。 ださるよう別紙罹災証明書を添えて願い出ます。 記 記 (1) 理由 理由(災害発生日時など詳しく記入すること。) (2)納付予定年月日 第1回 平成 年 月 日 第2回 平成 年 月 日 第3回 平成 年 月 日 第4回 平成 年 月 日 第5回 平成 年 月 日 第6回 平成 年 月 (注) 夏期休業期間中の分は休業期間開始前までに、後期3月分は2月末日までに納

	平成年月日
和歌山工業高等専門学校長 殿	
学科 第学	年 学籍番号
本人 氏名(自	署)
保証人氏名(自	署)
入 学 料 徴 収 猶 予	·申請書
下記の理由により、平成年度分の入学料の	り期限内納付が困難でありますの
で、徴収猶予を許可くださるよう別紙家庭状況等申	告書を添えて願い出ます。
記	
(1) 理 由	
(2)納付予定年月日 平成 年	月 日

※ 9月末日までに納付しない場合は、除籍となります。